

部内用



令状実務  
ズバリ回答  
Q&A

恩田 剛 編著

立花書房

## 推薦のことは

本書は、令状発付の審査等を行っている現職の裁判官が、令状実務において考慮すべき重要な点について、分かりやすく解説したものである。

その内容は、令状問題全般というより、捜査官が判断に迷う点や留意すべき重要な点にポイントを絞り、個別的・具体的な問題を設定して、各事案ごとに必要な捜査事項、令状請求時の留意事項及び疎明資料、令状請求書や逮捕手続書等に記載すべき事項の記載例等について、図表やイラスト付きで幅広く解説した極めて実践的なものであり、捜査実務に役立つよう工夫されている。

現職の裁判官が、これだけ令状実務の手の内を明かした類書は多くはないと思われる。というのも、筆者がこのような内容を分かりやすく解説できるのは、筆者が、裁判所書記官を経て検察官に任官し、約10年間、捜査公判に従事して、第一線の現場で活動する警察官と苦楽を共にしてきたという経験を有しているからであると思われる。

筆者は、令状審査と捜査実務の両方を知悉しているのであり、本書のような実践的な実務書を著すのに筆者以上の適任者はいないといえよう。

日々発生する犯罪を迅速かつ的確に捜査するためには、迅速・円滑に令状の発付を受けて執行しなければならないが、捜査官の思惑どおりに令状が発付されるとは限らず、令状実務に関する知識を習得する必要性は高い。

本書には、令状発付の理由及び必要性等を容易に裁判官に理解してもらうための手法が満載されている上、随所に、筆者の豊富な知識と経験に基づくコラムが挿入され、捜査及び令状請求において捜査官が留意すべき点や参考にするべき点が多岐にわたり盛り込まれている。また、本書の付録には、令状請求時の要点が簡潔にまとめられており、チェックシートとして繰り返し利用することができる。

執務において疑問点等が生じた場合、本書の目次を検索して該当する頁を開けば、すぐに簡潔な回答を得ることができるが、さらに、令状請求手続の書類作成等について、筆者が出版した「ブロック式刑事事件令状請求マニュアル第2版」を参照し、令状実務の理論的根拠等について、100名を超える判事が解説する「令状実務詳解」を参照すれば、令状実務について更に理解を深めることができよう。

現場で活動する捜査官は、本書を手にするだけで、令状実務に関する様々な悩みを解決し、捜査の指針を得ることができると確信し、本書を推薦するものである。

令和3年1月

さいたま地方検察庁熊谷支部長検事 内田俊彦

## はしがき

このたび、令状請求の実務等に関して、日常、頻繁に生起する諸問題を取りまとめ、Q&A方式で解説した「令状実務ズバリ回答Q&A」を出版させていただくこととなりました。

既刊の「ブロック式刑事事件令状請求マニュアル第2版（以下「ブロック式マニュアル」という。）」を始めとする、いわゆるブロック式シリーズは、ありがたいことに皆さまから大変好評をいただいていたところではありましたが、同シリーズは、令状請求時の請求書あるいはそれに添付する捜査書類の作成に軸足がおかれたものであったため、令状請求に至るまでの捜査や令状の執行に関する問題については、十分な言及ができませんといううらみがありました。

そこで、本書においては、そうした令状請求を見据えた、これに至るまでの捜査や実際に発付された令状について、その執行上の問題を取り上げ、分かりやすいようにイラストや図表をふんだんに使い、一問一答形式で解説を試みるとともに、それらの問題に関連する事項については、ブロック式マニュアルや、先頃出版されたばかりの令状分野におけるバイブルでもある『令状実務詳解』の該当ページなども掲記し、参照に資するようになっています。

もとより、私の力量不足から、どこまで解説ができたかは真に心許ないところではありますが、日々の令状請求や令状事務処理等に、少しでもお役に立てていただければ、筆者としてはこれに優る喜びはありません。

本書の出版に当たりましては、さいたま地方検察庁熊谷支部の内田俊彦支部長検事から、身に余る推薦のお言葉を頂くとともに、貴重なご意見、ご助言を賜りました。

また、立花書房出版部の馬場野武部長と中塾誠也係長、本山進也参与にも企画や校正等でお世話になりました。この場をお借りして、感謝申し上げます。

令和3年1月

東京簡易裁判所判事 恩田 剛

# 目次

推薦のことば  
はしがき

## 第1編 逮捕

### 第1章 逮捕一般

- ① 任意同行と逮捕 ..... 002
- ② 逮捕から送検までの時間制限 ..... 006
- ③ 被疑者の人定（職業の認定） ..... 008
- ④ 被疑者の特定に関する誤記等と令状の効力 ..... 012
- ⑤ 外国人の氏名の表記 ..... 016
  
- ⑥ 逮捕中で引致前の被疑者が逃亡した場合の措置 ..... 020
- ⑦ 逮捕中で引致後の被疑者が逃亡した場合の措置 ..... 022
- ⑧ 勾留請求後，勾留状発付前に被疑者が逃亡した場合の措置 ..... 024
- ⑨ 勾留中の被疑者が逃亡した場合の措置 ..... 026
- ⑩ 令状と公訴時効——共犯者について ..... 028
  
- ⑪ 令状と公訴時効——共犯者の判決確定日 ..... 032
- ⑫ 逮捕状請求と公訴時効 ..... 036
- ⑬ 請求すべき令状の種別選択 ..... 040
- ⑭ 他庁との合同捜査の令状請求 ..... 044

### 第2章 通常逮捕

- ① 逮捕の必要性（自殺のおそれ） ..... 046
- ② 逮捕の必要性（受刑中被疑者） ..... 050

③	逮捕の必要性（犯罪発覚後、相当期間を経過後の逮捕状請求）	052
④	逮捕の必要性（比較的軽微な事件の不出頭）	054
⑤	相当な理由（万引き事案の疎明資料）	058
⑥	相当な理由（建造物侵入・窃盗事案）	062
⑦	相当な理由（さい銭窃盗事案）	066
⑧	相当な理由（覚醒剤所持事案）	070
⑨	相当な理由（覚醒剤譲渡事案）	072
⑩	被疑事実の要旨（被疑事実の擬律判断）	074
⑪	被疑事実は証拠に基づいて正確に記載する	076
⑫	被疑事実の要旨（特定の程度）	078
⑬	被疑事実の要旨（過剰な特定）	080
⑭	被疑事実の要旨（恐喝の構成要件の欠如）	084
⑮	被疑事実の要旨（窃盗の実行行為の欠如）	088
⑯	被疑事実の要旨（被疑事実の誤記と逮捕状の効力）	090
⑰	有効期間（7日より短い有効期間の逮捕状請求の可否）	094
⑱	有効期間（最初から7日より長い有効期間の請求）	096
⑲	親告罪の告訴の欠如	098
⑳	引致（逮捕後の引致場所と留置場所の関係）	102
㉑	引致（引致場所の変更請求）	104
㉒	逮捕状発付後に被疑者の氏名が変わった場合の執行の可否	108
㉓	逮捕状の更新（捜査報告書の工夫例）	112
㉔	刑訴規則142条1項8号（趣旨と審査の観点）	114
㉕	刑訴規則142条1項8号（事件の異同）	120
㉖	刑訴規則142条1項8号（処分済みと現行犯逮捕を含むか）	122
㉗	再逮捕の可否（観念的競合の場合）	126
㉘	再逮捕の可否（同一被害者・同種犯行の場合）	128
㉙	裁判官の指摘への対応	132
㉚	逮捕状請求の撤回の可否	136
㉛	ショットガン方式の薬物密輸と再逮捕	138

### 第3章 緊急逮捕

- ① 緊急逮捕の要件（緊急性）…………… 142
- ② 緊急逮捕の要件（犯罪の重大性）…………… 146
- ③ 緊急逮捕状請求時の弁解録取書の取扱い…………… 150
- ④ 逮捕状請求書の「逮捕の場所」の記載脱漏と緊急逮捕状の適法性…………… 154
- ⑤ 緊急逮捕状の請求が却下された場合の再逮捕の可否…………… 158
- ⑥ 準現行犯を緊急逮捕…………… 162
- ⑦ 逮捕後直ちに令状請求と逮捕後直ちに引致の「直ちに」…………… 164

### 第4章 現行犯逮捕

- ① 犯罪と犯人の明白性…………… 168
- ② 現行犯逮捕における逮捕の理由と必要性…………… 170
- ③ 万引き犯人を既遂の現行犯人と認める時点…………… 174
- ④ 現行犯逮捕における現行犯人の認定資料…………… 178
- ⑤ 教唆犯の現行犯逮捕の可否…………… 182
- ⑥ 凶器等の所持，身体等の証跡…………… 184

## 第2編 搜索差押え, 検証

### 第1章 搜索差押え

① 搜索差押許可状請求書における「3 搜索し又は検証すべき場所, 身体若しくは物」欄の記載方法①	190
② 搜索差押許可状請求書における「3 搜索し又は検証すべき場所, 身体若しくは物」欄の記載方法②	194
③ 第三者方の搜索差押えにおける目的物	198
④ 第三者方の搜索差押えにおける搜索場所の要件	202
⑤ 疎明資料としての情報提供者の供述の信用性	204
⑥ リモートアクセス令状の複写すべき範囲の記載	208
⑦ リモートアクセス令状の執行	210
⑧ 施錠の破壊	212
⑨ 令状発付前の車両の移動	216
⑩ 突き上げ捜査と公判審理中の搜索差押え	220
⑪ 夜間執行	224
⑫ 記録命令付差押えの夜間執行	226
⑬ 搜索差押えの必要性①	228
⑭ 搜索差押えの必要性②	230
⑮ 逮捕状の被疑事実と異なる犯罪事実	232

### 第2章 検証

① 車両の検証とカーナビの検証	236
② 携帯電話機の位置探査(被疑者使用)	238
③ 携帯電話機の位置探査(第三者使用)	242
④ 身体検査令状と夜間執行	244

## コラム

<b>コラム 1</b>	車両の速度と供述調書の信用性——ある無罪事件から (1) .....	005
<b>コラム 2</b>	車両の速度と供述調書の信用性——ある無罪事件から (2) .....	011
<b>コラム 3</b>	車両の速度と供述調書の信用性——ある無罪事件から (3) .....	015
<b>コラム 4</b>	交通切符と犯人性 (1) .....	019
<b>コラム 5</b>	交通切符と犯人性 (2) .....	027
<b>コラム 6</b>	療養給付詐欺——国民健康保険被保険者証の名義? (1) .....	031
<b>コラム 7</b>	療養給付詐欺——国民健康保険被保険者証の名義? (2) .....	043
<b>コラム 8</b>	気を回し過ぎた証人 (1) .....	049
<b>コラム 9</b>	気を回し過ぎた証人 (2) .....	061
<b>コラム10</b>	気を回し過ぎた証人 (3) .....	065
<b>コラム11</b>	刑法のお話——僕の、私の叱られ度 (1) .....	083
<b>コラム12</b>	刑法のお話——僕の、私の叱られ度 (2) .....	087
<b>コラム13</b>	搜索すべき車両の特定 (1) .....	093
<b>コラム14</b>	搜索すべき車両の特定 (2) .....	101
<b>コラム15</b>	承継的共犯のガサ状の犯罪事実 (1) .....	107
<b>コラム16</b>	承継的共犯のガサ状の犯罪事実 (2) .....	111
<b>コラム17</b>	居眠り運転の同乗者..... (1) .....	119
<b>コラム18</b>	居眠り運転の同乗者..... (2) .....	125
<b>コラム19</b>	令状請求の落とし穴——それをやっちゃあおしめえよ (1) .....	131
<b>コラム20</b>	令状請求の落とし穴——それをやっちゃあおしめえよ (2) .....	135
<b>コラム21</b>	裁判官は法廷では警察官? .....	141
<b>コラム22</b>	あえて弁解をつぶさないという方法 (1) .....	145
<b>コラム23</b>	あえて弁解をつぶさないという方法 (2) .....	149
<b>コラム24</b>	あえて弁解をつぶさないという方法 (3) .....	153
<b>コラム25</b>	自薄調書と補凶証拠 (1) .....	157
<b>コラム26</b>	自薄調書と補凶証拠 (2) .....	161

<b>コラム27</b>	刑事事件のお話——タイタニック号沈没 ……生き残るのはどっちだ！(1) ……………	167
<b>コラム28</b>	刑事事件のお話——タイタニック号沈没 ……生き残るのはどっちだ！(2) ……………	177
<b>コラム29</b>	捜査公判における捜査官と裁判官の関与の違い ……………	181
<b>コラム30</b>	犯罪事実の頭とお尻がチグハグ？(1) ……………	187
<b>コラム31</b>	犯罪事実の頭とお尻がチグハグ？(2) ……………	193
<b>コラム32</b>	犯罪事実の頭とお尻がチグハグ？(3) ……………	197
<b>コラム33</b>	裁判官としての令状審査の心構え(1) ……………	201
<b>コラム34</b>	裁判官としての令状審査の心構え(2) ……………	207
<b>コラム35</b>	簡易裁判所と刑事事件の関わりについて ……………	215
<b>コラム36</b>	あれ？ 指紋が変わった？ ……………	219
<b>コラム37</b>	逮捕状は命令書だが、その性質は命令状ではなく許可状 ……………	223
<b>コラム38</b>	情報処理関係の用語など(1) ……………	235
<b>コラム39</b>	情報処理関係の用語など(2) ……………	247

## 付録 正しく令状請求をするために

1	はじめに .....	248
2	令状請求における留意事項 .....	248
3	各種令状請求書作成の留意事項 .....	250
4	各種令状請求の不適正部分（誤記等）の多発ポイントのチェックシート .....	252

# 第 1 編

逮 捕

## 1 任意同行と逮捕

### 問題

令和2年10月1日午前10時15分、甲方において親子喧嘩との通報を受けて警察官AB2名が駆けつけた。

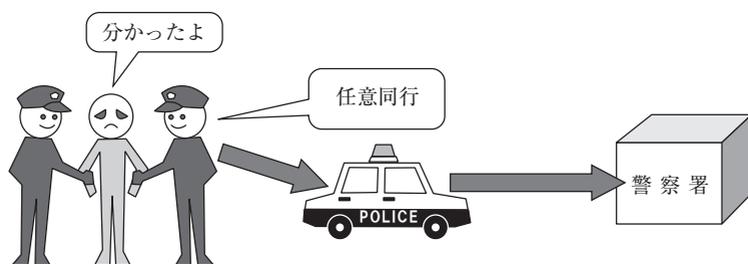
警察官Aらが甲方に現着すると、甲が警察官らに対し、やや興奮気味に「息子の乙は、昔、覚醒剤で服役したのに、また注射して使っているのを見た。捕まえてくれ。」と、注射器らしきものを示して訴えた。

警察官Aが、乙にその旨確認すると、特に肯定も否定もしなかったものの、乙の腕に注射痕様のものを認めた。

そこで、乙に対し警察署まで同行するように説得し、乙が嫌々ながらも「分かったよ」と半分観念したかのように答えたことから、同日午前10時30分、警察官ABが乙の両脇を抱えて警察車両に乗車させて、警察署まで同行し、同日午前10時40分、同署に到着した。

その後、乙から尿の任意提出を受けて行った緊急鑑定の結果、覚醒剤の陽性反応が出たため、同日午後4時30分、乙を通常逮捕した。

この任意同行は適法か。



恩田判事の

ズバリ回答



この任意同行は適法と考えられます。

### 1 逮捕の必要性(自殺のおそれ)

#### 問題

逮捕状請求書の「被疑者の逮捕を必要とする事由」欄に

#### 6 被疑者の逮捕を必要とする事由

被疑者は、自宅で介護していた高齢の実母を殺害した後、遺言と記載した書面を残していることから、そのまま放置すれば自殺により罪証隠滅を図るおそれがある。

と記載をすることには問題はないか。

恩田判事の

#### ズバリ回答



✎ 自殺のおそれがあるというだけでは直ちに逮捕の必要性は認められません。また、自殺は、罪証隠滅的手段にはなりません。

したがって、設問の記載では逮捕の必要性としては不十分といわざるを得ません。

自殺のおそれがうかがえる場合における逮捕の必要性については、以下のような記載例が考えられます。

#### 6 被疑者の逮捕を必要とする事由

被疑者は、自宅で介護していた高齢の実母を殺害した後、遺言と記載した書面を残し現に自殺目的で逃亡しており、犯行の重大性を認識していることから罪証隠滅のおそれも高い。

## 第3章 緊急逮捕

『ブロック式刑事事件令状請求マニュアル（第2版）』  
P.126, P.142

### 1 緊急逮捕の要件（緊急性）

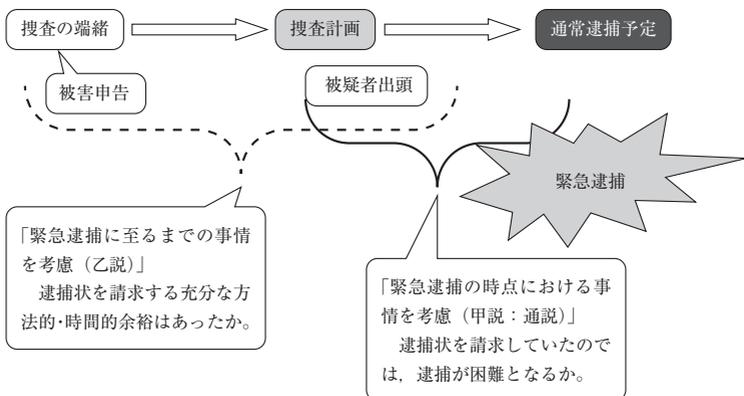
#### 問題

A男が、手拳でV女の頭部を数回殴りし頭部打撲の傷害を負わせた事件について、警察は2か月前にV女から被害申告とともに診断書の提出を受けるなどし、事案の内容から内偵捜査をした上、被疑者を通常逮捕する捜査計画を立てた。

その後、A男が、V女の被害申告を察知し、警察の捜査が本格的に始まる前に自発的に出頭してきたため、取調べ室に同行し、取調べを開始した。

A男は、一旦はおおむね事実関係を認めたものの、V女の供述との食い違い部分を追及されるや、「俺は、これからどうなるんだ。話は止めた。やっぱり帰る。」などと言った上、席を立ち逃走の気配を示したことから、A男をV女に対する傷害の被疑事実で緊急逮捕した。

この事例の場合、緊急逮捕の要件である「逮捕の緊急性」は認められるか。



## 第4章 現行犯逮捕

『ブロック式刑事事件令状請求マニュアル(第2版)』  
P.18, P.19

### 1 犯罪と犯人の明白性

#### 問題

現行犯逮捕の要件のうち、「犯罪と犯人の明白性」とは、どのようなものか。



恩田判事の

ズバリ回答



「犯罪と犯人の明白性」とは、逮捕者にとって特定の犯人による特定の犯罪であることが明らかであることを意味します。

# 第2編

搜索差押え  
検 証

## 1 搜索差押許可状請求書における「3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物」欄の記載方法①

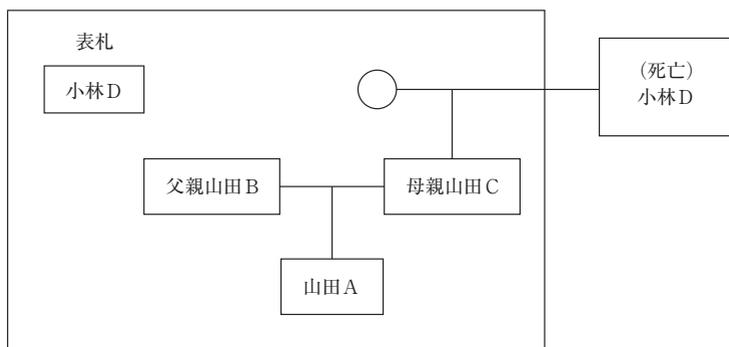
### 問題

被疑者「山田A」(25歳)について、覚醒剤所持の疑いで自宅の搜索差押えをしたい。

Aは、一戸建てに父親山田Bと母親山田Cと3人で暮らしている。

その一戸建ては、元々母親Cの父であり、被疑者の祖父に当たる小林Dが生活していたが小林Dは2年前に死亡している(戸籍法等の死亡届済み)。

小林Dが死亡した後の現在においては、山田A、B、Cの3人暮らしであるにもかかわらず表札が「小林D」のままとなっている場合、搜索すべき場所の記載はどうすべきか。



## 第2章 検証

### 1 車両の検証とカーナビの検証

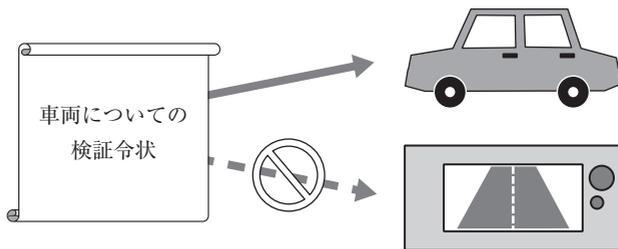
#### 問題

警ら用無線車両で警ら中、広島ナンバーの不審車両（以下「本件車両」という。）を発見し、ナンバー照会をしたところ、同車両が、広島市内で発生した自動車窃盗事件の被害車両であることが判明した。

同車両は、警察車両に気付くや、猛スピードで逃走したため、追跡を開始したところ、途中で、同車両は放置されて被疑者らは同車両から降車して逃走した。そこで、同車両を遺留物として領置して警察署に搬送した後、同車両について検証許可状の発付を得て検証を開始した。

同車両内には内蔵型のカーナビゲーションシステム（以下「カーナビ」という。）が搭載されており、被疑者らの犯行後の足取りやその後予定していた行き先などが記録されている可能性があるものと思われた。

この場合、車両の検証許可状で、車両内に搭載されているカーナビの検証をすることはできるか。



恩田判事の

#### ズバリ回答

✎ 車両の検証許可状で、車両内に搭載されたカーナビの検証はできないものと考えます。

したがって、カーナビの検証をするためには、別途、カーナビについて検証許可状をとる必要があります。

## 【編著者略歴】

恩田 剛 (おんだ つよし)

昭和62年 4月 大蔵省銀行局大蔵事務官（金融検査等）  
平成 3年 4月 東京地裁刑事部書記官  
平成 5年 4月 最高裁判事局第二課調査員  
平成11年 4月 水戸区検副検事  
平成14年 4月 千葉県検副検事  
平成15年 4月 東京地検検事  
平成19年 4月 さいたま地検熊谷支部検事  
平成20年 8月 東京簡裁判事  
平成28年 3月 柏崎簡裁判事  
平成31年 4月 東京簡裁判事（刑事第4室：令状担当）  
令和 2年 9月 東京簡裁判事（民事第8室）

## 〈主要著作〉

「裁判と法律あらかると」（司法協会・2015年）  
「捜査の目線と裁判の視点から見た ブロック式  
捜査書類作成マニュアル」（立花書房・2016年）  
「逮捕勾留プラクティス」（司法協会・2018年）  
「スマホはレンジにしまっつけ！ 続 裁判と法律あらかると」  
（司法協会・2019年）  
「令状審査の視点から見た 令和時代のブロック式  
刑事事件令状請求マニュアル〔第2版〕」（立花書房・2020年）  
「搜索差押等プラクティス」（司法協会・2020年）  
「令状審査の視点から見た 令和時代のブロック式  
交通事件令状請求マニュアル〔第2版〕」（立花書房・2021年）

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

部内用

## 令状実務ズバリ回答Q & A

---

令和3年2月15日 第1刷発行

令和3年8月15日 第2刷発行

編著者 恩 田 剛

発行者 橘 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電 話 03(3291)1561(代表)

F A X 03(3233)2871

<http://tachibanashobo.co.jp>

---

©2021 Onda Tsuyoshi

印刷／製本・明和印刷

乱丁・落丁の際は当社でお取り替えいたします。